

特定動物管轄区域外飼養・保管通知に係る必要書類

※ 既に許可を受けている者が、管轄する区域の外において当該許可に係る特定飼養施設により、3日を超えない期間、特定動物の飼養又は保管をする場合、3日前までに通知が必要。

(動物の愛護及び管理に関する法律施行規則 第13条11号)

- 特定動物管轄区域外飼養・保管通知書（様式第13）
- 移動経路を示す地図
- 移動用施設の構造・規模を示す図面もしくは写真
- 移動用施設に係る特定動物飼養保管許可証の写し
- 移動する動物の数および個体識別方法
- 理由が「業としての展示」で24時間以上の場合、動物取扱業登録の確認